

# 産業廃棄物処分業許可証

住所 愛知県豊川市伊奈町並松167番地

氏名 株式会社 山治紙業  
代表取締役 河合 正行 様



(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

豊橋市長 佐原 光 一



許可の年月日 平成26年 1月31日

許可の有効年月日 平成33年 1月30日

## 1 事業の範囲

### (1) 事業の区分

中間処分 (圧縮)

### (2) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類 (自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず (自動車等破砕物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 6品目

## 2 事業の用に供するすべての施設

### (1) 圧縮施設

#### ア 設置場所

豊橋市藤並町字藤並16番5

#### イ 設置年月日

平成4年12月21日

#### ウ 処理能力

廃プラスチック類 (自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。)

136.0t/日 (17.00t/時間)

紙くず

136.0t/日 (17.00t/時間)

木くず

56.0t/日 (7.00t/時間)

繊維くず

40.0t/日 (5.00t/時間)

金属くず (自動車等破砕物を含む。)

240.0t/日 (30.00t/時間)

ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破砕物を含む。石綿含有産業廃棄物を除く。)

64.0t/日 (8.00t/時間)

エ 許可年月日  
該当なし

オ 許可番号  
該当なし

3 許可の条件  
なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成15年 2月10日 更新許可

平成20年 2月10日 更新許可

平成25年 6月26日 更新許可

平成26年 1月31日 更新許可(優良認定)

平成28年 5月23日 書換

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

情報公開用文書につき  
本書のプリント・印刷は  
(株)山治紙業がみとめた  
ものではありません。